

## 7 経営の重点と具体的方策

### (1) 教育課程

◎ **学習指導要領の趣旨を踏まえ、「言語活動」と「体験活動」の充実を図り、生徒一人一人のよさや可能性を伸ばす教育課程の編成・実施と改善に努める。**

- ① 教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のバランスを図り、相互の関連を明確にした教育課程の編成を行う。
- ② 生徒の実態、学校や地域の特性を生かし、外部人材等を活用した特色ある教育課程の編成を行う。
- ③ 指導内容の厳選や指導方法の工夫・改善により、個に応じた、きめ細かい授業を行う。
- ④ 授業時数の完全確保と総合的な学習の時間の運用を工夫する。
- ⑤ 朝読書（学習）、放課後学習、長期休業中の補充学習など、学習機会の充実を図り、基礎・基本の定着を図る。

### (2) 組織・運営

◎ **教職員の発想や着眼点を大切にし、一人一人が学校経営に参画する意識と同僚性を高め、『チーム啓明』としての協働体制の確立に努める。**

- ① 各分掌、学年間の協力と連携を推進し、報告・連絡・相談の徹底を図る。
- ② 学校評価等を活かし、斬新な感覚と発想による校務運営の工夫・改善や組織の機能的・機動的な運営に努める。
- ③ 校務運営を通して学校課題の把握に努め、チームで対応し、早期解決を図る。
- ④ 特別支援教育への迅速な対応や校内委員会の活性化に努める。

### (3) 学年・学級経営

◎ **『学校経営の原点は学級経営』であることを認識し、各学年の発達段階を踏まえて生徒一人一人のよさや可能性を引き出し、所属感が感じられる学級・学年経営の充実に努める。**

- ① 生徒相互、生徒と教師間の信頼関係を基盤に、きめ細かな生徒理解を図り、豊かな人間関係の構築に努める。
- ② 生徒の自主的、自律的活動を大切にし、リーダーとフォロワーを意図的、計画的に育て、自浄能力の高いチームを作る。
- ③ 生徒会活動・委員会活動・学年協議会と学級の係活動等との関連を図る。
- ④ 『全教職員が生徒一人一人の担任』として日常的なふれあいを大切にし、多面的なかかわりにより、生徒一人一人の多様な能力を引き出す。
- ⑤ 積極的な広報活動（学年・学級通信等）や家庭訪問、懇談会等を通じて生徒や学校の様子を家庭へ発信する。

(4) 研修活動

◎ **広い視野に立ち、専門職としての資質・能力を高め、生徒一人一人の変容と実践的指導力の向上に繋がる研修活動の推進に努める。**

- ① 当面する学校の課題解決や生徒の変容を目指す研修計画等の推進を図る。
- ② 研究主題と日常実践の関連を図り、生徒一人一人の成長を促す研修活動を推進するとともに、教師の専門性を高める研修に努める。
- ③ 授業研究を重視し、全員が授業を公開し合い、視点や観点を明らかにした率直な意見を述べ合い、授業改善を徹底する。
- ④ 各種研修会や公開研究会、研修講座等へ積極的に参加し、研鑽に努める。
- ⑤ 外部講師等を積極的に招聘し、今日的な教育の動向・課題について研修を深める。
- ⑥ 定例の研修日を年間計画に位置付け、研修時間の確保と充実に努める。

(5) 教育環境の整備

◎ **生徒と教職員が一体となって校舎内外の環境美化や整理整頓などに取り組み、学習の場**  
**にふさわしい、潤いと落ち着きのある教育環境づくりに努める。**

- ① 言語環境の整備に努め、教師自らが場に応じた適切な言葉遣いを行う。
- ② 教室内の掲示物、机、椅子などの整理整頓や教室環境の整備及び清掃活動の徹底と充実に努める。
- ③ 職員室、教材室、器具室、特別教室等の整理整頓を徹底する。
- ④ 学校花壇の整備やボランティア活動の充実に努める。
- ⑤ 掲示広報の工夫や校内放送の創意工夫、図書室、コンピュータ室等の有効活用を図る。
- ⑥ 定期的に施設設備の点検を実施し、危険箇所や破損箇所の把握と補修を行う。

(6) 家庭・地域等との連携

◎ **家庭と学校との相互理解を図るとともに、地域や関係機関・団体との連携や協力を推進し、地域に信頼される『開かれた学校』づくりに努める。**

- ① 本校の教育活動を公開するとともに、家庭・地域等に対する積極的な広報活動を行い、相互理解に努める。
- ② 家庭・地域の思いや考えを教育活動に生かすため、各種のアンケートや学校評議員等の声を反映させ、学校改善に繋げる
- ③ 地域で行われる活動への生徒、教職員の積極的な参加に努める。
- ④ 保護者や地域の方々が気軽に来校しやすい雰囲気づくりに努める。
- ⑤ 地域や市内外から人材の積極的な活用を図るとともに人材の発掘に努める。
- ⑥ 不審者や変質者等による事故の発生を未然に防止するとともに、事故発生の場合、警察や町内会等に対し生徒の安全確保への協力を要請する。

## 8 指導の重点と具体的方策

### (1) 学習指導

◎ **基礎的・基本的な内容の定着を図り、個を生かす指導方法の工夫・改善及び少人数による習熟度別の学習などに取り組み、自ら考え、自ら学び、課題を解決する学習指導の充実に努める。**

- ① 生徒の実態や到達状況を的確に把握した上で、教材研究を徹底し、指導内容や指導方法の工夫・改善に努める。
- ② 体験的な学習や問題解決的な学習等を通し、生徒が主体的に取り組む『わかる授業』を行う。
- ③ 個に応じた指導を進める中で、生徒が自らの言葉を使って考え、発表できるよう場や機会を意図的、計画的、継続的に設定する。
- ④ 指導と評価の一体化を図り、学習意欲を高める指導の工夫・改善を行う。
- ⑤ ICT教育を積極的に推進し、生徒の興味や関心を高め、学習意欲を喚起する授業実践を行う。
- ⑥ 生徒の基本的な学習習慣の定着を図り、家庭学習の習慣化を図る。
- ⑦ 放課後や長期休業等を積極的に活用し、基礎・基本の定着を図る。

### (2) 道徳教育

◎ **豊かな心を育み、体験活動などを通して道徳的実践力を育てる道徳教育の充実に努める。**

特に以下の4点を目指す。

- ・ 将来の目標・自らの生きるモデルを見だし、自ら伸ばそうとする生徒の育成
  - ・ ボランティア精神をもって人や社会のために役立つようとする生徒の育成
  - ・ 自他のよさを認め合い、互いに励まし、高めながら、よりよい人間関係を築ける生徒の育成
  - ・ 思いやりの心を持ち、正しい価値判断のできる生徒の育成
- ① 教科、特別活動、総合的な学習の時間や学校行事等との関連を図り、道徳教育の要である道徳の時間を充実させ、道徳的実践力の育成を図る。
  - ② 道徳的価値及びそれに基づいた人間としての生き方について、自分の考えを確かめたり、自分自身の道徳的成長を実感できるような指導の充実に努める。
  - ③ 家庭や地域との連携を図り、基本的な生活習慣の育成と定着を図る。
  - ④ 自立心や自律性、生命を尊重する心の育成、規範意識、人間関係を築く力等の育成を図る。

### (3) 特別活動

◎ **生徒会活動、学級・学年活動、学校行事等において、生徒の主体性・創造性を生かしながら、望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の尊重を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度の育成に努める。**

- ① 生徒の自主的、自発的な活動を促すため、生徒会、学年、学級間の連携を大切にし、生徒自らの考えや発想を生かす場や機会を設定する。
- ② 教師の適切な指導のもと、生徒会活動、委員会活動、学年協議会、学級での係活動を活発にさせ、生徒に自己有用感を持たせながら活動への意欲化を図る。
- ③ 学級や学校生活の充実と向上を意識させ、生活上の諸問題の解決を図る。
- ④ 日常生活や体験的な活動を通して、気付いたこと、感じたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合う活動の充実を図る。
- ⑤ 社会生活上のルールやモラルの意義について考えさせるとともに、社会生活を営む上で必要なマナーやスキルについて、体験的に習得するための活動の充実を図る。
- ⑥ 教科、道徳、総合的な学習の時間との関連を図り、生徒一人一人の個性の伸長と自己実現を図る。

### (4) 進路指導

◎ **自らのよりよい生き方について関心を持たせ、自己啓発を促す進路指導の充実とともに、キャリア教育を推進する。**

- ① 学年段階に即した系統的な年間指導計画を作成し、指導の深化を図る。
- ② 旅行的行事を中心に、望ましい勤労観や職業観の育成を目指し、事前・事後の指導を位置付けた勤労にかかわる活動の拡充に努める。
- ③ きめ細かな情報の収集と情報提供を行い、進路選択に役立てる。
- ④ 啓発的な体験活動や進路相談を行い、生徒のよりよい進路選択を支援する。
- ⑤ 進路業務の適正化、効率化、迅速化を図り、万全の体制で業務を遂行する。

### (5) 生徒指導

◎ **共通理解と共通行動を基本に、チーム啓明として、生徒一人一人に自らを律する心や自己指導能力を育てる積極的な生徒指導の充実を努める。**

- ① 生徒相互、生徒と教師の信頼関係を築くため、日常的にすべての教師が生徒一人一人とふれあう機会を多くする。
- ② 教育相談や日常観察、情報交流等による問題行動の予防と発見に努める。
- ③ 生徒指導部と学年、学級との綿密な連絡と強固な協力体制の確立に努める。
- ④ 問題行動発生時の迅速かつ正確な報告・連絡・相談を徹底し、事後の処理を的確に行う。
- ⑤ 日常的に家庭訪問等を積極的に行い、信頼関係の構築を図る。また、指導の際は保護者と共通認識に立ち、事後の情報共有を大切にする。

- ⑥ 生徒指導上の諸問題を共有しあうため、事例研修の時間を確保する。
- ⑦ いじめ、不登校等の未然防止、早期発見・解決に向け、定期的な調査を行うとともに、日常的に情報収集に努める。
- ⑧ P T A、中指連、指導室、校区連、関係機関等との積極的な連携を図る。
- ⑨ 不審者や変質者などに対する日ごろからの具体的な事例を用いた実践的な指導に努める。
- ⑩ インターネット等によるいじめや誹謗中傷に対する事前指導及び事故発生後の速やかな事後指導を徹底する。

#### (6) 健康安全指導

##### ◎ 自他の生命を尊重し、自らの心身を鍛え、体力の向上を図るとともに、健康で安全な生活を営む生活習慣の育成と環境の整備に努める。

- ① 運動に親しみ、健康で安全な生活を実践することのできる資質や能力を身に付けさせる指導の充実を図る。
- ② 性や薬物乱用防止、生活習慣病の兆候等の健康に関する指導や衛生に配慮した給食指導などを通し、健康に関する意識や態度を育てる指導の充実を図る。
- ③ 生徒の心の健康問題に配慮し、養護教諭、心の教室相談員、学級担任等との連携を図る。
- ④ 食に関する指導の充実を図るとともに食物アレルギーの生徒に配慮する。
- ⑤ 登下校時の交通安全を意識した歩行マナーを徹底させ、交通事故や災害等に対する安全対応能力を身に付けさせる指導の充実を図る。
- ⑥ 危険箇所の点検を定期的に行い、校内安全体制の確立を図り、不審者の侵入対策等を含めて生徒の安全確保及び事故防止に努める。

#### (7) 特別支援教育

##### ◎ 特別支援学級や通級指導教室の生徒、通常学級の支援を必要とする生徒、一人一人に応じた特別支援教育の充実に努める。

- ① 個に応じた教育課程を編成し、支援員による T T 指導など、指導方法の工夫・改善に努める。
- ② 知的障害、病弱、情緒障害特別支援学級においては、自立活動を重視した教育課程の編成に努める。
- ③ 通級生徒の原籍校との連絡や情報交流を行い、一人一人の生徒の支援に努める。
- ④ 生徒相互の理解を深める交流学习や共同学習を推進し、集団参加や適応力の向上に努める。
- ⑤ 専門機関と連携し、的確な実態把握に基づく指導・支援に努める。